【大阪労働局からのお知らせ】

〇令和3年4月から

令和3年4月1日から、中小企業にも「パートタイム・有期雇用労働法」(以下「法」)及び「同一労働同一賃金ガイドライン」(以下「ガイドライン」)が適用されます。 法が目指す「同一労働同一賃金」の実現は、同一企業内の正規雇用労働者(無期限雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者)の間の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにすることです。

中小企業におかれましては、法及びガイドラインに沿った雇用管理の実現に向けた取組 を進めていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】大阪労働局雇用環境・均等部指導課 配06(6941)8940

☆詳細は下記をご覧ください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html

パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツールでチェックしてみませんか? https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/

パート・有期労働ポータルサイトのご紹介

https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/

パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書(令和2年6月作成) https://www.mhlw.go.jp/content/000468444.pdf

パートタイム・有期雇用労働法の概要(令和2年8月版) https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000668608.pdf

パートタイム・有期雇用労働法のあらまし(令和2年9月版) https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000695149.pdf